







したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

## 2 争点について

審査請求人は、個人情報保護条例の主旨に反しないと判断するためにその根拠として使用した情報であるが、文書はなくても根拠法令はあるはずだと主張している。一方、実施機関は、決裁権者は当然、例規等の内容を勘案して適否を審査し決裁しているのであり、必ずしも他の情報は必要ではないと考え、審査請求にいう文書を不存在としたものである。

したがって、実施機関の判断において根拠として使用した情報があるかどうか争点である。

## 3 本件処分の妥当性について

通常起案を専決する場合、内容の妥当性等を判断するため、条例などの例規等の情報があるものと考えられるが、実施機関においては、本件に関して判断の根拠として使用した情報はないとの結果であったため、不存在決定は妥当である。

## 4 判断

審査会の答申では、通常起案を専決する場合、内容の妥当性等を判断するため、条例などの例規等の情報があるものと考えられるので、不存在決定を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである、との判断である。

しかしながら、本件に関して判断の根拠として使用した情報はないとのことであるため、公開の請求に係る情報は不存在というべきである。

## 第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。